

# 【選挙制度に関する特別委員会】

## 【政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会】

(12.11.10 選挙制度に関する特別委員会を目的及び名称変更)

### (1) 審議概観

第150回国会において本特別委員会に付託された法律案は、本院議員提出1件及び衆議院議員提出1件の合計2件であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会に付託された請願1種類30件は、いずれも保留とした。

なお、「選挙制度に関する特別委員会」は、平成12年11月10日の本会議において、設置目的を「選挙制度に関する調査のため」から「政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査のため」に、名称を「選挙制度に関する特別委員会」を「政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会」にそれぞれ変更された。

#### [法律案の審査]

公職選挙法の一部を改正する法律案は、日本国憲法の定める二院制の下における参議院に期待されている役割にかんがみ、参議院の独自性・自主性をより發揮し、国民の多様な意思を反映した機能的かつ充実した議院の運営に資するため、比例代表選出議員の選挙制度を非拘束名簿式に改めるとともに、参議院議員の定数について是正を含む削減を行おうとするものである。

委員会においては、二院制下における参議院の在り方、参議院比例代表選出議員の選挙を非拘束名簿式比例代表制に改める意義、新制度における投票方法、立候補の届出方法及び当選人決定の仕組み、名簿登載者に認められる選挙運動、連座制の適用、参議院議員の定数を削減する必要性等の質疑が行われ、また参考人からの意見聴取を行った。質疑終局後、本法律案は多数をもって可決された。

公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律案は、公職にある者等の政治活動の廉潔性を確保し、政治に対する国民の信頼を確立するために、国会議員、地方公共団体の議員又は長が、国・地方公共団体が締結する契約又は特定の者に対する行政処分に関し、請託を受けて、その権限に基づく影響力を行使して、公務員に、その職務上の行為をさせるように、あっせんをすることの報酬として、財産上の利益を收受すること、及び、公設秘書が、国会議員の権限に基づく影響力を行使して、同様の行為を行うこと等を処罰しようとするものである。

委員会においては、本法律案の立法目的、犯罪主体から「私設秘書」を除いた理由、あっせん行為を行う者が、「その権限に基づく影響力を行使して」あっせんをすることの意味、あっせんの対象行為を「契約」及び「行政処分」に限定した理由、本法律案の「あっせん利得罪」と刑法の「あっせん収賄罪」との相違点等の質疑が行われ、また参考人からの意見聴取を行った。民主党・新緑風会、日本共産党、社会民主党・護憲連合、無所属の会、自由党及び二院クラブ・自由連合から、犯罪主体に「私設秘書」を加え、「その権限に基づく影響力を行使して」の文言を削除し、対象行為を「契約」及び「行政処分」に限定しないこと等を内容とする修正案が提出され、本法律案及び修正案に対する質疑が行われた。質疑終局後、討論の後、修正案は否決され、本法律案は多数をもって可決された。

金融経済

選挙制度

倫理選挙

## (2) 委員会経過

○平成12年10月2日（月）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成12年10月6日（金）（第2回）

- 公職選挙法の一部を改正する法律案（参第7号）について発議者参議院議員片山虎之助君から趣旨説明を聴いた。

○平成12年10月10日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求める 것을 결정した。

- 公職選挙法の一部を改正する法律案（参第7号）について発議者参議院議員片山虎之助君、同須藤良太郎君、同魚住裕一郎君、同保坂三蔵君、同月原茂皓君及び政府参考人に対し質疑を行った。

- また、同法律案について参考人の出席を求める 것을 결정した。

○平成12年10月11日（水）（第4回）

- 公職選挙法の一部を改正する法律案（参第7号）について発議者参議院議員片山虎之助君、同須藤良太郎君、同魚住裕一郎君、同月原茂皓君、同保坂三蔵君及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年10月12日（木）（第5回）

- 公職選挙法の一部を改正する法律案（参第7号）について参考人中央大学法学部教授清水睦君、駒澤大学法学部教授前田英昭君、京都大学大学院法学研究科教授大石眞君及び日本大学法学部教授田中宗孝君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

- 同法律案について国会法第57条の3の規定により内閣の意見を聴いた。

○平成12年10月13日（金）（第6回）

- 公職選挙法の一部を改正する法律案（参第7号）について発議者参議院議員片山虎之助君、同魚住裕一郎君、同月原茂皓君、同保坂三蔵君、同須藤良太郎君及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（参第7号）賛成会派 自保、公明

反対会派 二連

欠席会派 民主、共産、社民、無会、自由

○平成12年11月13日（月）（第7回）

- 理事を選任した。

- 公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律案（衆第1号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員亀井善之君から趣旨説明を聴いた。

○平成12年11月15日（水）（第8回）

- 政府参考人の出席を求める 것을 결정した。

- 公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律案（衆第1号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員尾身幸次君、同小池百合子君、同谷津義男君、同大野功統君、同山本有二君、同久保哲司君、同漆原良夫君、同亀井善之君、上野内閣官房副長官、海老原総務政務次官、上田法務政務次官、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年11月17日（金）（第9回）

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律案（衆第1号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員山本有二君、同尾身幸次君、同亀井善之君、同久保哲司君及び同小池百合子君に対し質疑を行った。

○平成12年11月20日（月）（第10回）

- 公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律案（衆第1号）（衆議院提出）について発議者衆議院議員山本有二君、同大野功統君、同漆原良夫君、同久保哲司君及び同尾身幸次君に対し質疑を行い、参考人中央大学総合政策学部教授渥美東洋君及び日本大学法学部教授岩井泰信君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。
- 公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律案（衆第1号）（衆議院提出）及び同案に対する修正案について発議者衆議院議員亀井善之君、同久保哲司君、同小池百合子君、同山本有二君、修正案提出者参議院議員山下八洲夫君及び同池田幹幸君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（衆第1号）賛成会派 自保、公明、無会、二連  
反対会派 民主、共産、社民、自由

○平成12年11月30日（木）（第11回）

- 請願第163号外29件を審査した。
- 政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨

**公職選挙法の一部を改正する法律案（参第7号）**

**【要旨】**

本法律案の主な内容は次のとおりである。

第1 参議院議員の定数を削減する改正

- 1 参議院議員の定数を252人から242人に10人減ずることとし、比例代表選出議員を96人、選挙区選出議員を146人とする。
- 2 選挙区選出議員については、岡山県、熊本県及び鹿児島県の各選挙区の議員定数をそれぞれ4人から2人に削減する。

第2 参議院比例代表選出議員の選挙を非拘束名簿式比例代表制とする改正

1 投票の記載事項

選挙人は、投票用紙に公職の候補者たる参議院名簿登載者1人の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならない。ただし、参議院名簿登載者の氏名に代えて、参議院名簿届出政党等の届出に係る名称又は略称を自書することができる。

2 名簿による立候補の届出

政党その他の政治団体は、その名称及び略称並びにその所属する者等の氏名を記載した参議院名簿を選挙長に届け出ることにより、その参議院名簿に記載されている参議院名簿登載者を当該選挙における候補者とすることができます、当該参議院名簿には当

選人となるべき順位を記載しないこととする。

### 3 当選人の数及び当選人となるべき順位並びに当選人

- ① 各参議院名簿届出政党等の得票数に基づき、ドント方式により、それぞれの参議院名簿届出政党等の当選人の数を定めることとし、この得票数には当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者の得票数を含むこととする。
- ② 各参議院名簿届出政党等の届出に係る参議院名簿において、参議院名簿登載者の間における当選人となるべき順位は、その得票数の最も多い者から順次に定める。
- ③ 各参議院名簿届出政党等の届出に係る参議院名簿登載者のうち、当選人となるべき順位に従い、当該参議院名簿届出政党等の当選人の数に相当する数の参議院名簿登載者を当選人とする。

### 4 参議院名簿登載者に認められる選挙運動

- ① 参議院名簿登載者1人について、選挙事務所1箇所を設置することができる。
  - ② 参議院名簿登載者1人について、自動車2台又は船舶2隻及び拡声機2そろいを使用することができることとし、自動車については原則として無料で使用することができる。
  - ③ 参議院名簿登載者1人について、通常葉書（無料）15万枚、中央選挙管理会に届け出た2種類のビラ25万枚を頒布することができ、通常葉書及びビラは原則として無料で作成することができる。
  - ④ 参議院名簿登載者の選挙運動のためにポスター7万枚等を掲示できることとし、一定の立札及び看板の類並びにポスターは原則として無料で作成することができる。
  - ⑤ 参議院名簿登載者は個人演説会を開催することができることとし、一定の公共施設を使用する個人演説会を開催する場合における施設の使用については、参議院名簿登載者1人につき、同一施設ごとに1回を限り無料とする。
  - ⑥ 演説者がその場所にとどまり、標旗を掲げて行う場合には、選挙運動のため街頭演説をすることできることとし、標旗は参議院名簿登載者1人について、3を交付する。
  - ⑦ 参議院名簿登載者は、無料で通じて6枚の特殊乗車券又は特殊航空券の交付を受けることができる。
- ### 5 参議院名簿届出政党等に認められる選挙運動について、選挙事務所の設置、新聞広告への掲載、政見放送の実施及び選挙公報への掲載は従前の通り行う。
- ### 6 参議院比例代表選出議員の選挙について、総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪、組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪及び公務員等の選挙犯罪による連座制を適用する。

## 第3 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。
- 2 参議院議員の定数を削減することに関する改正後の公職選挙法の規定は、施行日以後その期日を公示される通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、参議院比例代表選出議員の選挙を非拘束名簿式比例代表制とすることに関する改正後の公職選挙法の規定は、施行日以後その期日を公示される通常選挙から適用する。

3 参議院議員が3年ごとに半数を改選することとされていることに伴う所要の経過措置を設ける。

## 公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律案(衆第1号)

### 【要旨】

本法律案は、公職にある者等の政治活動の廉潔性を確保し、政治に対する国民の信頼を確立するために、公職にある者等のあっせん行為による利得等を処罰しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 公職者あっせん利得

- (1) 公職にある者（国会議員又は地方公共団体の議員若しくは長）が、国若しくは地方公共団体が締結する契約又は特定の者に対する行政処分に関し、請託を受けて、その権限に基づく影響力を行使して、公務員に、その職務上の行為をさせるように、又はさせないように、あっせんをすること又はしたことの報酬として、財産上の利益を收受したときは、3年以下の懲役に処する。
- (2) 公職にある者が、国又は地方公共団体が資本金の2分の1以上を出資している法人が締結する契約に関し、請託を受けて、その権限に基づく影響力を行使して、当該法人の役員又は職員に、その職務上の行為をさせるように、又はさせないように、あっせんをすること又はしたことの報酬として、財産上の利益を收受したときも、3年以下の懲役に処する。

#### 2 議員秘書あっせん利得

- (1) 国会議員の公設秘書が、国若しくは地方公共団体が締結する契約又は特定の者に対する行政処分に関し、請託を受けて、当該国会議員の権限に基づく影響力を行使して、公務員に、その職務上の行為をさせるように、又はさせないように、あっせんをすること又はしたことの報酬として、財産上の利益を收受したときは、2年以下の懲役に処する。
- (2) 国会議員の公設秘書が、国又は地方公共団体が資本金の2分の1以上を出資している法人が締結する契約に関し、請託を受けて、当該国会議員の権限に基づく影響力を行使して、当該法人の役員又は職員に、その職務上の行為をさせるように、又はさせないように、あっせんをすること又はしたことの報酬として、財産上の利益を收受したときも、2年以下の懲役に処する。

#### 3 没収及び追徴

公職者あっせん利得及び議員秘書あっせん利得の場合において、犯人が收受した利益は、没収する。犯人が收受した利益の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

#### 4 利益供与

公職者あっせん利得又は議員秘書あっせん利得の場合において、財産上の利益を供与した者は、1年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。

#### 5 国外犯

公職者あっせん利得及び議員秘書あっせん利得の罪は、刑法第4条（公務員の国外犯）の例に従い、日本国外において、これを犯した者にも適用する。

## 6 適用上の注意

この法律の適用に当たっては、公職にある者の政治活動を不当に妨げることのないよう、留意しなければならない。

## 7 公職選挙法の一部改正

- (1) 公職者あつせん利得の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその免除を受けた者で、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から5年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者については、選挙権及び被選挙権を有しない。
- (2) 公職者あつせん利得の罪により刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行の免除を受けた者で、その執行を終わり又は執行の免除を受けた日から5年を経過したものは、当該5年を経過した日から5年間、被選挙権を有しない。

## 8 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

### (4) 付託議案審議表

#### ・本院議員提出法律案（1件）

番号	件 名	提出者 (提出月日)	予備 送付	衆院 への 提出	参 議 院			衆 議 院		
					委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
7	公職選挙法の一部を改正する法律案	片山 虎之助君 外4名 (12.10.3)	12. 10. 4	12. 10.19	12. 10. 6	12. 10.13 可決	12. 10.19 可決	12. 10.20 倫理選挙	12. 10.25 可決	12. 10.26 可決

#### ・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件 名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参 議 院			衆 議 院		
					委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議 議 決
1	公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律案	亀井 善之君 外17名 (12.9.22)	12. 9.25	12. 11.10	12. 11.13 可決	12. 11.20 可決	12. 11.22 可決	12. 10. 5 倫理選挙	12. 11. 9 可決	12. 11.10 可決

○12.11.13 参本会議趣旨説明 ○12.10.5 衆本会議趣旨説明